平成２３年（フ）第１０７号
島根県出雲市塩冶町983番地３　浜村荘18
債務者　阿部川博行
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５９４号
岡山市南区福田584番地25　第２プレジール福田102号
債務者　駒木　麻衣（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３７号
岡山市南区藤田773番地45　シャインプラネット202
債務者　小坂　和美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４７号
岡山市南区米倉128番地１
債務者　貝原　啓子（旧姓尾原）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７２号
岡山市中区福泊46番地６
債務者　福島　智子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７６号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明4431番地６
債務者　根木　一春
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７７号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明4431番地６
債務者　根木　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０２号
岡山市中区平井６丁目15番11号
債務者　小室　茂子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９号
熊本県八代市平山新町2665番地３　101
債務者　有田　和弘
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１２０号
熊本県八代市平山新町2665番地３　101
債務者　有田　アヤ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４５６号
東京都板橋区板橋２丁目28番８号
破産者　三友社印刷製本株式会社
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５７号
東京都板橋区板橋２丁目50―９
破産者　朝比奈敏雄
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７７７号
東京都文京区目白台２丁目７―12―902
破産者　伊藤　玲子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２５０号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目７－３－301
破産者　松浦　保男
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３２号
新潟県南魚沼市奥28番地４
破産者　有限会社オオギトーヨー住器
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３１１号
東京都八王子市元八王子町１丁目10番地
破産者　荒井　和徳
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８５号
静岡市駿河区敷地１丁目１番40号
破産者　静岡サントクハウス株式会社
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部